



資料 1

修正版 (P17、P32)

I 行政からの連絡事項ほか

2023年7月25日

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

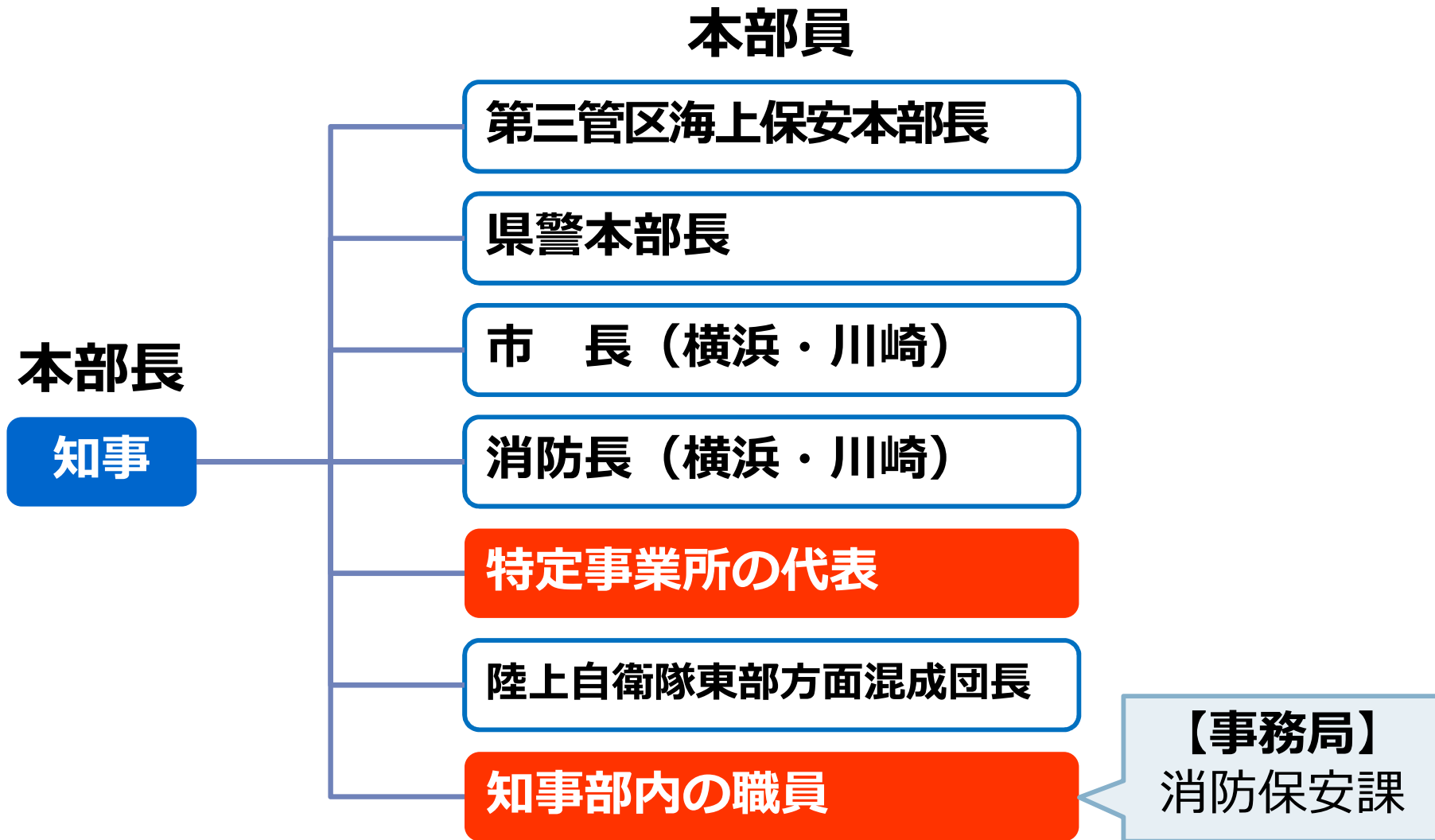
神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

- 1 2023年度石油コンビナート災害情報受伝達訓練について（石災法）**
- 2 立入検査の実施について**
 - － 異常現象・高圧ガス事故発生時の通報等の再確認－**
 - （石災法・高圧法）**
- 3 その他法令改正情報など（高圧法）**



1 2023年度 石油コンビナート災害 情報受伝達訓練について (石災法)

石油コンビナート等防災本部



防災体制の充実

2015年度の石油コンビナート等防災計画の見直し時に
石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実を図ること
とした

項目	防災体制の充実に向けた主な対応
関係機関の 情報共有	<ul style="list-style-type: none">・ <u>大規模地震発生時の被害情報の報告方法の充実</u>・ <u>災害の初期段階において、応急対策上必要な取扱物質の種類などの情報を消防機関に伝える体制の整備</u>・ <u>各種情報通信手段の機能確保</u>
関係機関の 連携体制	<ul style="list-style-type: none">・ 合同立入検査の実施・ <u>大容量泡放射システムの円滑な輸送に向けた協定の締結</u>
住民等への 情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・ <u>社会混乱防止のための災害広報の積極的な実施</u>
教育・訓練 体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ <u>防災訓練の充実</u>

※下線部は2015年度見直し時に追加・修正した箇所

石油コンビナート等防災本部訓練

1. 情報受伝達訓練 (2023年8月21日 実施予定)

特別防災区域での災害発生時に、関係機関が特定事業所の被害状況を迅速に把握・共有する体制を強化するため、FAX等による情報受伝達訓練を実施予定

(「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき実施)

2. 合同図上訓練 (2023年11月 実施予定)

東京都大田区を震源とする大規模地震により、東亜石油(株)京浜製油所のLPGタンクでガス漏えいからの火災発生、ENEOS(株)根岸製油所の原油タンクでリム火災からの全面火災発生等のシナリオに基づき、初動対応を中心とした机上訓練の形式で実施予定

■ 参加機関

9 2 機関

神奈川県くらし安全防災局、横浜市総務局・消防局、川崎市総務企画局・消防局、各特定事業所(78事業所)、各地区共同防災協議会(6協議会+3団体)

■ 被害想定

- 平日昼間にコンビナート地域で震度5強以上を観測
- 津波の発生のおそれなし

情報受伝達訓練の概要

訓練方法

FAX及び防災無線を用いて県から災害情報を発信後、
特定事業所が被害状況を市消防局経由で県等へ伝達した

※4,8,12月に県くらし安全防災局総務室が実施しているFAX一斉同報試験と併せて実施

ファクシミリ一斉同報運用
要領※¹に基づく手順
(4,8,12月の20日試験)



被害状況等把握マニュアル※²
に基づく手順
(情報受伝達訓練で実施)

地震・津波発生時における石油コンビナート施設 被害状況等把握マニュアル (平成25年6月19日施行)

目的	地震、津波等による施設被害を迅速に把握し、防災関係機関が情報共有することで、災害時の防災体制の強化を図る。
対象災害	特別防災区域で <u>震度5弱以上観測</u> 、又は <u>津波警報</u> 等の発令 ※異常現象など、他法令で通報義務がある事象を除く。
対象施設	高圧ガス施設、危険物施設、毒物・劇物取扱施設、その他 ※石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（特定事業所）内に設置する施設に限る。

➤ 参考 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

被害状況等把握マニュアルについて

- 報告を行う災害の条件は？
- 報告の対象となる施設は？
- 報告する時間の目安は？

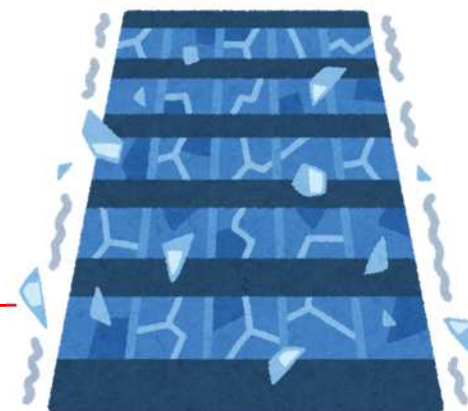
報告を行う災害の条件

■ 地震発生時

気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市の特別防災区域において、**震度5弱以上**の地震を観測した場合

⇒震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域
に存在する事業所が報告

(2021年10月7日の地震は全ての事業所が対象)



■ 津波発生時

気象庁により津波警報又は大津波警報が津波予報区（東京湾内湾）に発表された場合

⇒津波予報区（東京湾内湾）に属する
特別防災区域に存在する事業所が報告

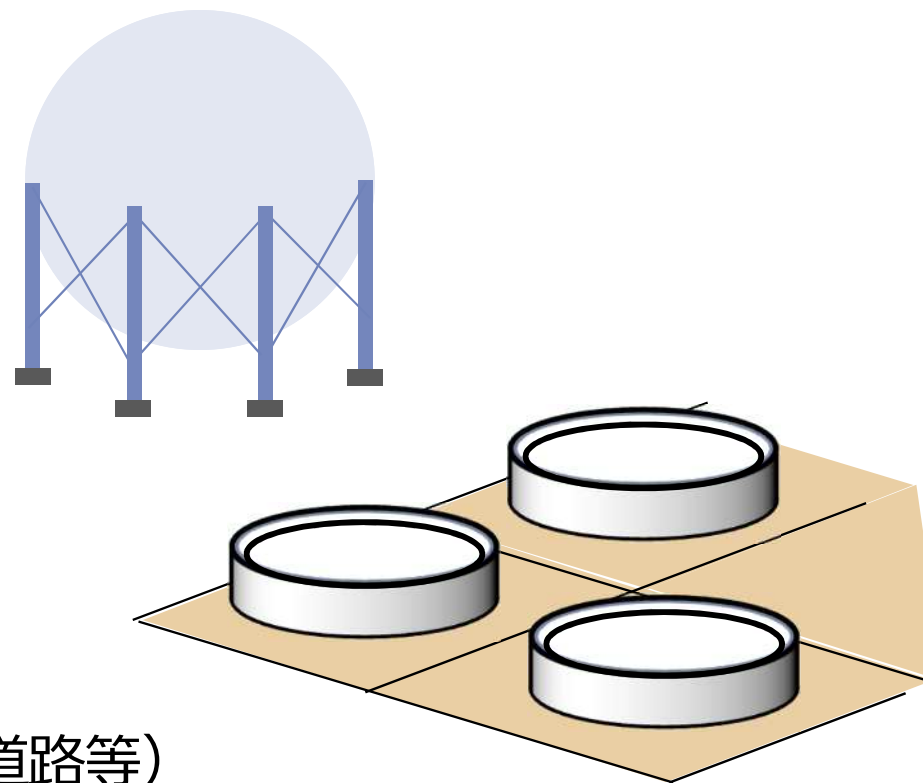


■ 報告対象の事業所

石災法第2条第4号及び第5号の第一種事業所及び第二種事業所

■ 対象となる施設

- 高圧ガス施設
- 危険物施設
- 毒物・劇物取扱施設
- その他の施設（管理棟、構内道路等）



報告する時間の目安

■ 地震発生時

- 第1報 : 地震発生後 **1時間以内**
- 第2報 : 地震発生後 **2日以内**
- 第3報以降 : 施設被害状況等に変更が生じた時点

■ 津波発生時

- ・ 施設被害に関する内容については、**施設被害状況等について把握が可能となった時点で速やかに報告**
- ※ 防災活動状況、避難の状況、地震発生時の稼働状況等の報告可能と考えられる内容については、その時点で把握している範囲において報告

<補足>

施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合、改めて報告する必要はない

被害状況の報告

マニュアルに基づく被害状況報告の流れ（イメージ）

震度 5 弱以上
を観測

- ◆第1報（地震発生1時間以内）
 - ◆第2報（地震発生2日以内）
- ※以降、状況変化があれば適宜報告
（ただし、津波は警報解除後に報告）

職員の安全確認後、
所内の対象設備等の
被害状況を把握

被害状況を報告

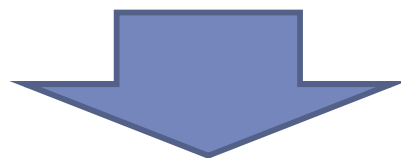
特定事業所



実際に発生した地震に関して

2021年10月7日に、千葉県北西部を震源とする地震が発生

特別防災区域内で震度5弱を観測



情報受伝達訓練と同様に被害状況の報告が必要



報告対象となる78事業所の内・・・

報告があった事業所 17事業所

県からのお願い

- 訓練では県送信FAXを災害発生の場合としていますが、**実災害時には、自発的な被害状況報告**（FAXの送信）が必要となります。
- 2021年10月7日の地震を踏まえ、各事業所において、**“地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル”**により、対応の確認をお願いします。
- 夜間に地震等が発生することを想定し、**宿直対応者、警備員等の夜間対応を行う方**にも、必要に応じて、説明をお願いします。

<参考>

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

2 立入検査の実施について

異常現象・高圧ガス事故発生時の 通報等の再確認

(石災法・高圧法)

2022年度の立入検査の実施について

- **対象** 特定製造事業者※
※保安検査・石災法合同立入検査実施に併せて実施
- **内容**
 - (1) 高圧ガス事故の定義の再確認
 - (2) 事故発生時の連絡系統の確認
 - (3) 前回保安検査以降で製造施設に異常がないか
- **実施結果から**
 - 高圧ガス事故の定義
→行政の窓口（環境安全部署等）から現場担当に周知徹底を！
※危害予防規程等関係規程類に事故定義の明記など
 - 事故発生時の連絡系統
→高圧ガス事故該当性の判断部署は、改めて事象発生時における県あて通報等を再確認
 - 製造施設に異常の記録
→事業所において何を異常時の記録としているかの再確認を！
※記録は10年間保存義務（高圧ガス保安法第60条・コンビ則第50条）

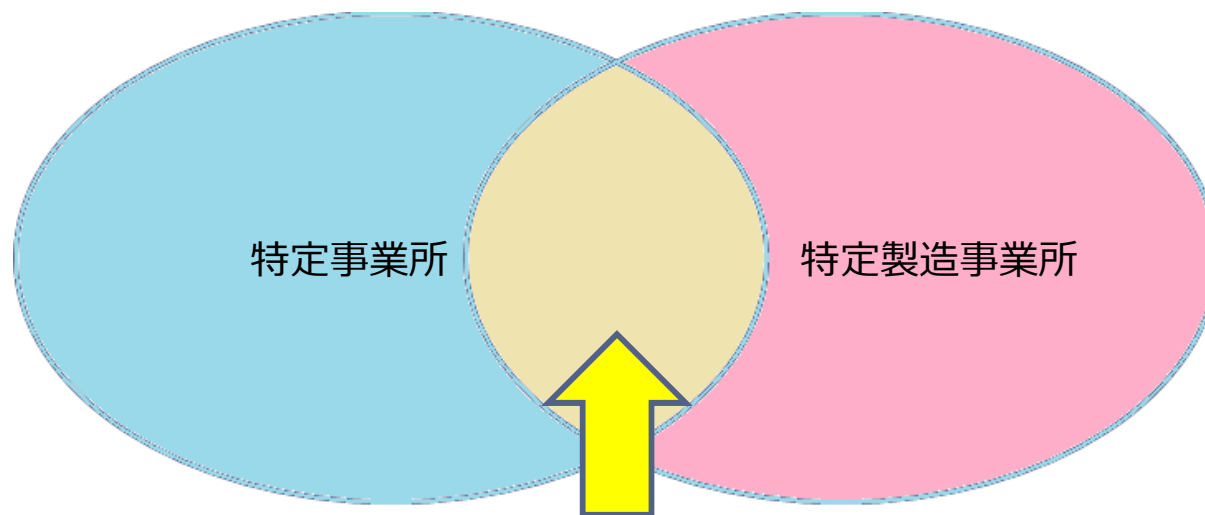
2023年度の立入検査方針

- **対象** ①県保安検査実施事業所
②全事業所（高圧法・石災法）
- **時期** ①保安検査時
②随時
- **内容**
 1. 事故の定義の再確認（①）
 2. 高圧ガス事故時の初動対応（①）
 3. 高圧ガス製造施設で異常があった際の記録の確認（①）
 4. 高圧ガスの保安体制に関する事項全般（②）
 5. 石コン計画の予防対策の実施状況（訓練等）（②）

日程調整等は改めて事業所担当者様と調整させていただきます。

異常現象・高圧ガス事故

- 石災法の規制を受ける特定事業所で発災
⇒ 「異常現象」
- 高圧法の適用を受ける施設等で発災（例 □
ンビ則適用：特定製造事業所）
⇒ 「高圧ガス事故」



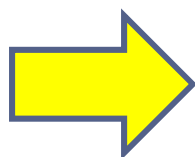
特定事業所でもあり特定製造事業所でもある事業所

異常現象 ≡ 高圧ガス事故

ほとんど同じだけれど、
定義は異なるので注意！

本県でも事故届が適切になされなかった事案が報告されています。それらはすべて「漏洩」事故です。原因は…

- 異常現象に該当しなければ高圧ガス事故非該当として扱っていた
- 微量漏洩で自分たちで措置できたので、高圧ガス事故に該当するかの確認をしなかった
- 高圧ガス事故の定義が所内規程・マニュアル等に明示されていなかった



漏洩に気付くのは多くの場合、現場の人たちの巡回・点検時です。高圧ガスの製造・貯蔵・消費などに関わるすべての人たちの認識の再確認をお願いします。

石油コンビナート地域での発災状況

○異常現象と高圧ガス事故の発生状況(2022)

事故発生件数

内高圧ガス事故

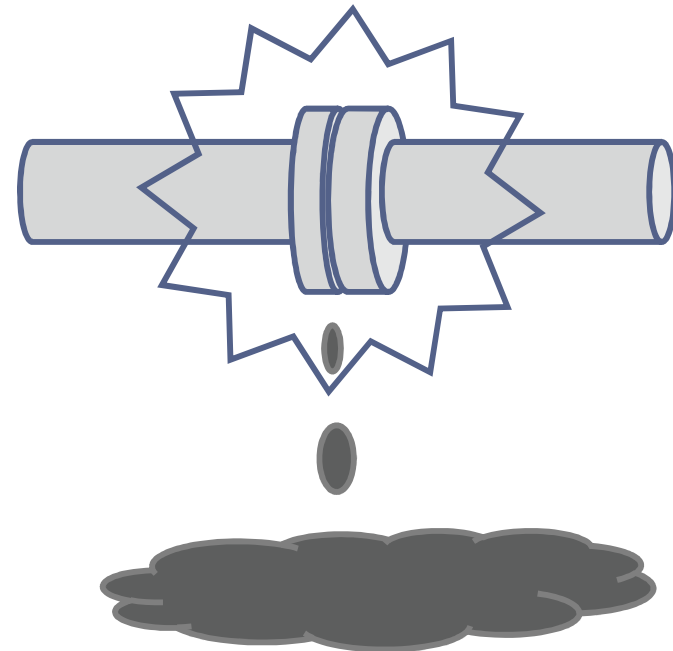
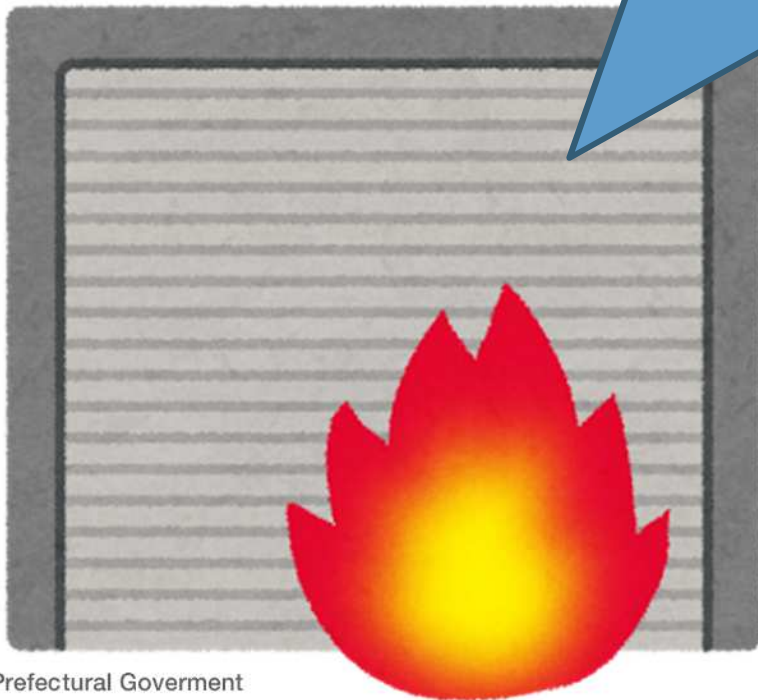
異常現象	該当	計	82 (80)	17 (17)
		横浜市	30 (33)	5 (4)
	川崎市	52 (47)	12 (13)	
異常現象	非該当	計	47 (29)	22 (11)
		横浜市	—	8 (6)
		川崎市	—	14 (5)

※()内は前年の件数

※高圧ガス事故はほとんどが特定事業所で発生

◇異常現象とは…

特定事業所における出火、
石油等の漏洩その他異常な現象



特定事業所における事業実施の統括管理者は
異常現象の発生について通報を受けた場合、

直ちにその旨を消防署等に通報

しなければなりません。（石災法第23条）

異常現象かどうか
迷ったら 必ず通報を！

微量漏洩は異常現象に該当しない場合があるが、通報の要否で迷う場合は、通報することが望ましい。



- 異常現象に該当した場合、災害の状況・実施した措置内容について、改めて報告が必要です。 **（石災法第26条）**
- 防災活動終了後 **2週間以内** に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、消防保安課まで報告します。

（防災計画第5編第2章第3節）

※ **2週間以内に最終報告を求めています**が、検討中の項目等がある場合は、**中間報告としての報告をお願いします**。
（その後にすべての検討が終了したら確報として報告）

◇異常現象とは…

石油コンビナート等災害防止法（石災法）第23条に基づき通報する、特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象（爆発、破損、暴走反応等）

石災法第26条により、県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

参考 異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）

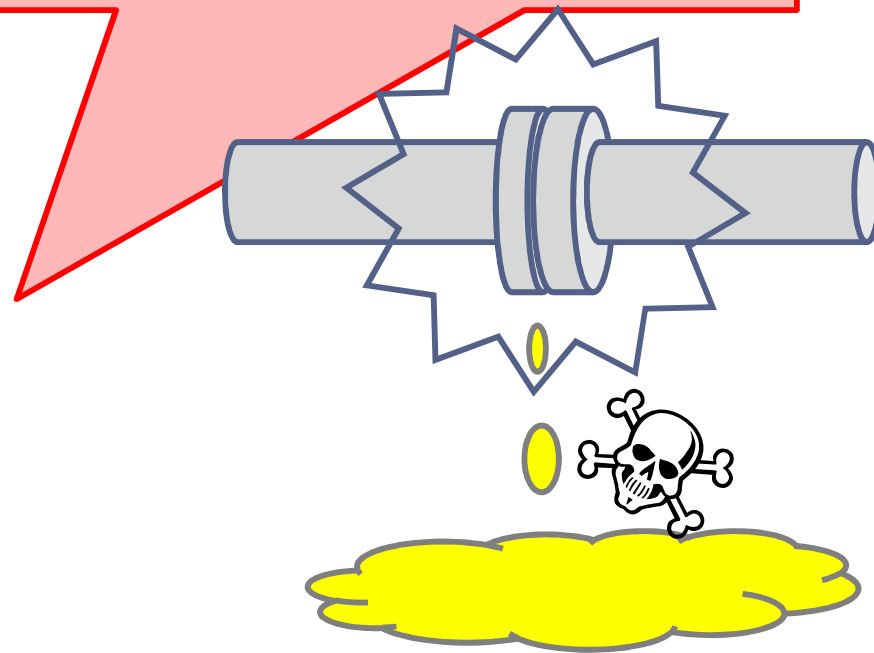
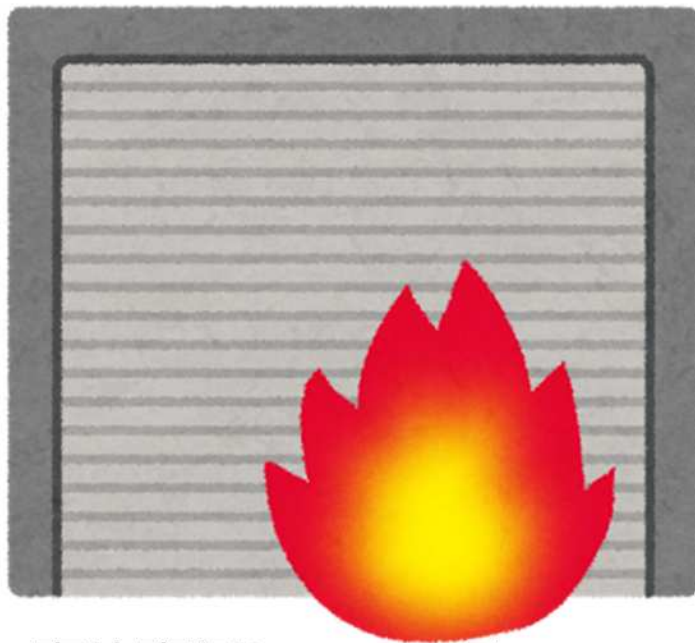
（消防特第62号平成24年3月30日 消防庁特殊災害室長）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/240330_toku62.pdf

高圧ガス事故発生時の通報等について

◇ 高圧ガス事故とは…

高圧法の適用を受ける施設における出火、爆発、高圧ガスの噴出・漏洩や高圧ガス容器の紛失 など



参考 事故事例についてはKHK HPで公開

https://www.khk.or.jp/public_information/incident_investigation/hpg_incident/recent_26_hpg_incident.html

■ 異常現象と同じく高圧ガスの事故についても事故の状況・原因・実施した措置内容などについて、**速やかに**届出が必要です。**（高圧法第63条）**

■ 事故届書 様式第37（コンビ則第53条関係）を用いて、高圧ガス事故等調査報告書（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領）と説明資料を添付して消防保安課まで報告します。

※原因究明・再発防止などに時間がかかる場合は、中間報告としての報告をお願いします。

◇高圧ガス事故とは…

高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等

- ① 爆発 ② 火災 ③ 噴出・漏えい（一部除外あり）
- ④ 破裂・破損等 ⑤ 喪失・盗難 ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。 ⑦ その他

↑高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領で定義される

◇ 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

： 国の内規

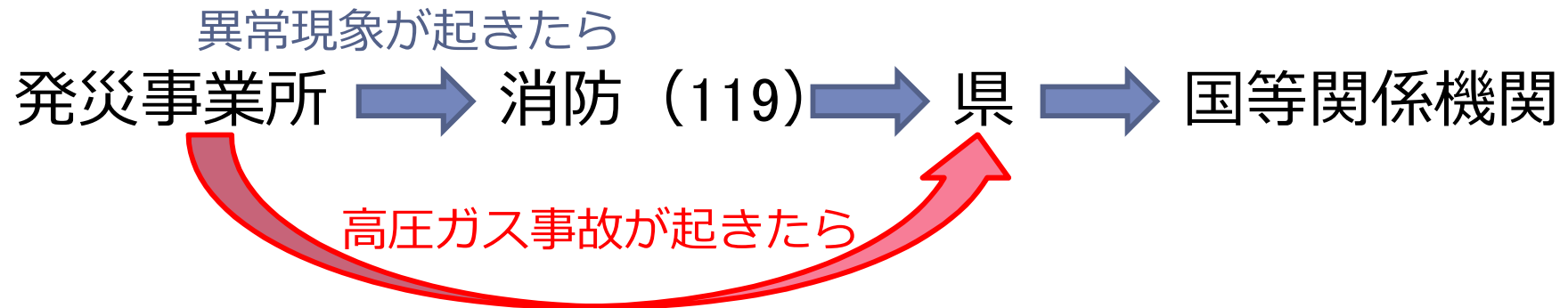
高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、国における事故対応について定めたもの。

また、都道府県・指定都市が行うことが望ましい対応について記載されたもの。

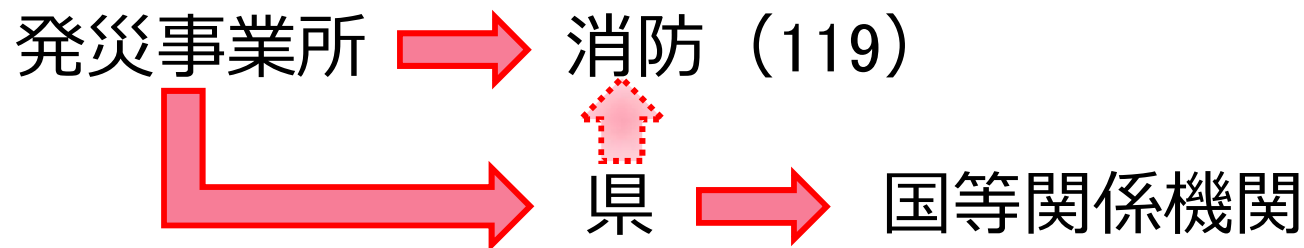
経産省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20230401kouatsu_konbi_jikoyoryo1.pdf

■ 石災法 特定事業所の場合



■ 高圧法 特定製造事業所の場合



高圧ガス製造施設で発災した場合は消防への通報とあわせて県消防保安課にも連絡してください。

【参考資料】

所内教育・研修資料等としてぜひご活用ください！

高圧ガス保安法に基づく高圧ガスに係る事故等と石油コンビナート等災害防止法に基づく異常現象の扱い等について (経産省作成資料)

近年、高圧法に基づく事故届と石災法に基づく異常現象の通報の対象の扱いについて理解が不足し、高圧法の事故届等を行っていない事例が確認されていることから、経産省が整理し作成した資料。

高圧法及び石災法の法目的や対象範囲等の主な違い、高圧法に基づく事故届等に関係する必要な法令手続き、高圧法に基づく事故届と石災法に基づく異常現象の通報の主な対象範囲の違い、高圧法に基づく自主保安の中心となる危害予防規程等との関係も踏まえ、その概念図や手続の流れを表現するとともに、具体的な事故事例の例示も掲載されている。

3 その他法令改正等

- ・ 新たな認定制度の詳細設計について
- ・ 高圧ガス保安法の手続きに係る手数料の納付方法について

(高圧法)

新たな認定制度の詳細設計について

【参考】新たな認定制度の創設

- 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が2022年6月22日公布され、現行の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度は廃止、新たに「認定高度保安実施者」に係る認定制度が創設された。

※施行は一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（本年12月21日施行でパブコメ中）

- 「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、安全確保を前提に、その保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査の在り方を見直し

⇒ **スマート保安を促進**することにより**保安レベルの向上**と**人材不足への対処**を期待

新たな認定制度の詳細設計について

主な審議事項と施行に向けたスケジュール

主な審議事項

制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件1：経営トップのコミットメント
	要件2：高度なリスク管理体制
	要件3：テクノロジーの活用
	要件4：サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間

施行に向けたスケジュール（想定）

- ◇2022年
12月15日 高圧ガス小委員会①
主な審議事項：青枠の項目
- ◇2023年
2月頃 高圧ガス小委員会②
主な審議項目：点線の項目
小委員会①の審議事項の深堀り
- 3月頃 高圧ガス小委員会③
主な審議項目：とりまとめ※
※必要に応じて追加開催



6月29日～7月28日 関係政令案パブコメ
7月下旬～ 関係政令閣議決定・公布
12月21日 改正法・政令 施行

参考：経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankou>
Kanagawa Prefectural Government

高圧ガス保安法の手続きに係る手数料の納付方法について

(2022年の本研修会及び連絡会)

- 今年度末（2023年3月末）に収入証紙が廃止される予定。
- 廃止後の納付方法としてe-KANAGAWA電子申請システム又は納入通知書による納付等を検討中。

(現在の状況) 2023.7.25現在

収入証紙による手数料納付は廃止の方向としつつ、当面の電子納付やキャッシュレス決済の併用とすることも含めて検討中

決まり次第、県HP等にて周知する予定